

合同会社グ イト	八戸市大字中居 林字雷三の一八	介護予防 訪問介護	ケアプラン センター ドリー	八戸市大字新井 田字松山中野場 三五の一〇二	平成 三・七三
医療法人秀 豊会	上北郡東北町大 字上野字南谷地 二五八の一	介護予防 訪問リハ ビリテー ション	パクリニツク パーク ク上北	上北郡東北町大 字上野字南谷地 二五八の一	三・六四

青森県告示第六百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業者 名称	所在地	指 年 月 日 定
	主たる事務 所の所在地			
名称	居宅介護事業者 種類	名称	所在地	指 年 月 日 定
有限会社ア イ・エヌメ ディカルサ ービス	居宅療養 管理指導	エンゼル薬 局	八戸市大字本 徒 土町九の一〇	平成 二・一〇・一
合同会社グ イト	訪問介護	ヘルパース ティション オードリ	八戸市新井田 西三丁目一七 の六 六 A 一〇二	三・八一

青森県告示第六百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者	介護予防事業者 名称	所在地	指 年 月 日 定
	主たる事務 所の所在地			
名称	介護予防 事業の種類	名称	所在地	指 年 月 日 定
有限会社ア イ・エヌメ ディカルサ ービス	介護予防 居宅療養 管理指導	エンゼル薬 局	八戸市大字本 徒 土町九の一〇	平成 三・一〇・一
株式会社三 協医科器械	介護予防 福祉用具 貸与	あつたかい シヨツプ タール	八戸市沼館二 丁目三〇の三	三・七一
合同会社グ イト	介護予防 訪問介護	ヘルパース ティション オードリ	八戸市新井田 西三丁目一七 の六 六 A 一〇二	三・八一

青森県告示第六百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月十六日

公

告

株式会社三協 医科器械	名称	特定介護予防福祉用具 販売事業者	名称	特定介護予防福祉用具 販売事業所	指 定 年 月 日
岩手県紫波郡矢 巾町流通センタ 七ノ目一丁目七の 七	主たる事務所の 所在地	名称	所在地		
あったかいごレ ンタルシヨップ	所在地	指 定 年 月 日			
八戸市沼館二丁 目三〇の三	平成 二〇・七 一				

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

青森県告示第六百十六号

株式会社三協 医科器械	名称	特定福祉用具販売事業者	名称	特定福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
岩手県紫波郡矢 巾町流通センタ 七ノ目一丁目七の 七	主たる事務所の 所在地	名称	所在地		
あったかいごレ ンタルシヨップ	所在地	指 定 年 月 日			
八戸市沼館二丁 目三〇の三	平成 二〇・七 一				

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 小幡尚孝

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の 四 代表取締役 坂倉正宏	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の 四 代表取締役 福島長男	平成 二〇・六 二四

四 届出年月日

平成二十一年八月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年九月十六日から平成二十二年一月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年一月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三沢松園町店

三沢市松園町三丁目五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十一年九月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十一年九月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札
 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
 次に掲げる物件（立木）の売却

所在地	樹種	林 齢	本数（本）	材積（m ³ ）
むつ市川内町館山下二七五の四三	スギ	七二年生	一、九七九	一、五四三・八一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

むつ市川内町館山下二七五の四三

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目の一の八

むつ合同庁舎 旧館三階大会議室

2 日時

平成二十一年十月九日（金） 午後一時

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六ヶ月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十一年十月二日午後一時までむつ市中央一丁目の一の八むつ合同庁舎旧館二階小会議室に集合し、むつ市川内町館山下二七五の四三まで移動して現場説明を行う。

3 問い合わせ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ
 電話 〇二七 七三四 九五二一

河川整備計画の案の縦覧

一級河川馬淵川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成二十一年九月十六日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載するこ

と。

2 意見書の提出期限

平成二十一年十月六日

3 意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>開発区域（工区）に含まれる 地域の名称</p>	<p>開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）</p>
<p>上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四〇三 の四</p>	<p>上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一五九 の二 磯田 利弘</p>

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭